(令和2年1月29日作成)

法 令 名	通訳案内士法
根拠条項	第25条
処分の概要	全国通訳案内士の登録の取消し
法令の定め	第25条 都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。 一 第4条各号のいずれかに該当するに至つたとき。 二 偽りその他不正の手段により全国通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき 2 都道府県知事は、全国通訳案内士が第21条第1項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、その登録を取り消すことができる。 3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項、第31条又は第32条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。
处 分 基 準	処分基準が法令の定めに尽くされている。 【参考(別紙参照)】 通訳案内士法第4条、第21条、第25条、第29条、第30条、第31条、第32条 通訳案内士法施行規則第17条
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 (電話番号:)
問い合わせ先	経済部観光局受入体制整備グループ (電話番号:011-204-5303)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/152-tsuyakuannaishi/tsuyakuannaiahi-pamph.htm